

2020年3月10日
株式会社 フュービック

【お詫び】

Dr.ストレッチフランチャイズ加盟店に於ける求人ページの不適切な内容に関して

この度は Dr.ストレッチフランチャイズ加盟店に於ける求人サイトの一部内容において不適切な表現が掲載されており、世の中をお騒がせする事となってしまいましたこと、また多くの方に不快な思いをさせてしまいましたことを重ねてお詫び申し上げます。

求人ページの該当記事は第三者により令和2年3月9日22時頃に悪質な改ざんが行われており、事実無根の内容が明記されていたことが確認されました。

本事案は威力業務妨害ならびに名誉毀損行為に当たるため、本日3月10日付けで当該フランチャイズ加盟店において渋谷警察署へ被害届を提出し原因究明及び改ざん者の特定を要請しております。

今後、調査を進めながら新たな事実が明らかになり次第、随時、本ホームページにてご報告させていただきます。

弊社は労働基準法、各種法令を遵守しており、全国の Dr.ストレッチフランチャイズ加盟店におきましても、同様の労働基準法ならびに各種法令の遵守徹底をフランチャイズ契約における重要事項の第一項目として義務付けております。

今回、改ざんが行われた該当ページに掲載されていた「最低時給を下回る金額での求人」「残業代の意図的な未払い」「コロナ予防に関しての間違った指導」これらは社会的に一切許用できるものではなく、当然 Dr.ストレッチとしても一切認めておりません。

以上